

農業委員会だより

発行／編集 山陽小野田市農業委員会 TEL 0836-71-1645 令和6年3月



厚狭地区のキャベツ畑（右：生産者で農地利用最適化推進委員の久芳さん）

目次

- 会長あいさつ ②
- 「農業政策に関する意見書」を市長に提出 ③
- 相続登記の申請が義務化されます ③
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域 ④
- 農事組合法人四本松が発足 ⑤
- 「地域計画」策定のため地域で話し合いを進めています ⑤
- 山陽小野田市功労者表彰 ⑥
- 農地法の申請は農業委員会にご相談を ⑥
- 農業へチャレンジ委員の活動報告 ⑦
- レシピ紹介 ⑧
- 農業者のための農業者年金制度 ⑧
- 編集後記 ⑧

「地域計画の策定」に向けて

山陽小野田市農業委員会 会長 田尾 光一



令和5年度は「タブレット活用で新しい農業委員会」の目標を

掲げ、農地利用の最適化の推進のため、農業委員会活動にタブレットを導入し、農業委員会サポートシステムによる業務効率化を図ってまいりました。日頃使い慣れないタブレットへの挑戦により、当初、農業委員・農地利用最適化推進委員の多くは苦勞しましたが、研修を重ねる内にタブレットの使用にも徐々に慣れて行き、農業委員会総会のペーパーレス化、農地利用状況調査での運用開始など、今では業務の軽減を図ることができたと感じています。

このような本市のタブレットの有効活用を視察するため、全国各地の農業委員会からの問い合わせが数多く寄せられ、令和5年度には鹿児島県薩摩川内市と茨城県神栖市の視察があり、研修と交流を深めたところです。

また、令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、地域農業の将来方針を定めていた「人・農地プラン」が「地域計画」

として法定化されました。地域計画とは、10年後の地域農業の設計図を定めるもので、複数の集落ごとで話し合いを行い、農地一筆ごとに10年後の耕作者を特定する目標地図の素案を作成し、担い手や多様な経営体に農地の集約化を図り、持続可能な地域農業を実現しようとする取組で、地域での話し合いを鋭意進めているところです。

さて、現在、農業従事者の平均年齢は70歳で10年後の我が国の農業がどうなっているのかは見通せません。加えて頻発する豪雨や温暖化がもたらす水稲の白濁化、害虫の異常発生、野菜の生育不良など、心が休まりません。一方では、技術革新が進み、スマート農業の導入、新品種の開発など明るい兆しも見えてきました。

「まず隗(かい)より始めよ」のスローガンでこれまで取り組んできましたが、これからは我々が培ってきた農業の技術や経験を次世代へ伝承するため、農業委員・農地利用最適化推進委員は農家の皆様に寄り添いながら、これからも業務を進めてまいります。今後ともご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「農業政策に関する意見書」を市長に提出

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、必要があると認めるときは、農地利用最適化推進施策について、関係地方公共団体に対して具体的な意見書を提出しなければならぬようになっていきます。

このため、農業委員会は、毎年、市長に対して意見書を提出してまいります。令和5年度においては、9月29日、田尾会長、五十嵐会長職務代理者及び木村幹事長が市長を訪ね、「令和6年度山陽小野田市農業政策に関する意見書」を提出



し、農業情勢に関する懇談を行いました。

市からは、市長をはじめ副市長、経済部長、農林水産課長、同技監が出席され、夏の高温障害により一等米の割合が減っていること、カメムシが大発生し被害も大きいこと、ウクライナ戦争や世界情勢の不安定化により、農薬・肥料などの生産資材価格の高騰が続いていること、タブレットの本格運用により農業委員会活動の業務効率化が図られたことなど、およそ30分間、闊達な意見交換を行いました。

特に、市長からは中山間地域の農事組合法人の農業収入が減っている理由等の質問がありました。

なお、この意見書は、農業委員会の幹事会が中心となって作成し、農業委員・農地利用最適化推進委員の要望なども十分に反映した上で、喫緊の課題である担い手支援にターゲットを絞って、「就農応援事業の創設」、「中山間地域の集落営農への支援」及び「Uターン等の定年帰農者の支援」の3点について意見をとりまとめ、令和6年度予算の編成に反映してもらえるように提出したものです。意見書の概要及び市の取り組み等は次ページをご覧ください。

農業委員会の意見	令和6年度の取り組み等
<p>①就農応援事業の創設 (意見の概要)</p> <p>若者や社会人が農業を始める場合、県立農業大学校に入学したり、「やまぐち就農支援塾」の社会人研修を受講する等して一定の技術を習得し、その後、農家での実習などを経て就農・就業となります。</p> <p>これら在校生・研修生に対する補助制度は現在のところありませんが、近隣の美祢市では補助を行っています。地域農業の新たな担い手を確保するのは喫緊の課題であるため、同様な補助制度を導入されますよう要望します。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立農業大学校ややまぐち就農支援塾の学費、授業料等についての補助制度の導入 	<p>現在、本市では、新規就農後、一定の要件を満たすと機械や施設の購入経費に係る補助や家賃補助の支援を行っております。</p> <p>ご意見をいただいた県立農業大学校ややまぐち就農支援塾の学費や授業料等の支援事業については、現在、創設していませんが、近隣市を参考に事業創設について研究していきたいと思っております。</p>
<p>②中山間地域の集落営農への支援 (意見の概要)</p> <p>中山間地域から都会に転出して就職され、退職後にふるさとに戻って帰農を予定していた人々は、昨今の定年延長制度の影響等を受け、Uターンされる方が減少しています。また、今まで中山間地域で農地を守ってきた耕作者も高齢化し、後継者もほとんど存在しない事態に陥っています。また、農事組合法人の農業収入も下がり続けており、農業の継続が非常に難しくなっています。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域の農事組合法人等に対し、ソフト及びハードの総合的な支援 	<p>中山間地域では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金など国の事業を活用し農業経営を行っていますが、経営を継続させていくことが、非常に厳しいのが現状です。</p> <p>ご意見をいただいた農事組合法人に対する支援事業については、法人へ聞き取り等を行い、必要な支援を検討したいと思っております。</p>
<p>③Uターン等の定年帰農者の支援 (意見の概要)</p> <p>現在、ワーケーションなど地方移住に対する関心が高まりつつあり、U・I・Jターンの希望者も増加傾向にあります。また、今後、65歳以上で退職された方が就農を考えるケースも予想されますが、これらの方への補助制度はありません。地域計画では、多様な担い手の確保が求められていることから、新たな支援が求められます。</p> <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の新規就農に関する資料や情報窓口を充実させること ○農機具の一定額の補助や低金利融資のあっせん等 ○営農に関する専門アドバイザーの派遣等 	<p>新規就農に関するチラシ「新規就農ガイド」を令和4年度に刷新し、最新の情報を発信しています。市のホームページにおいても情報を掲載しております。</p> <p>また、JA・美祢農林水産事務所・農業委員会等の関係機関と連携を図り、新規就農者の確保に努めております。</p> <p>定年帰農者に対する支援については、今後の情勢を踏まえ、研究していきたいと思っております。</p>

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます

○相続登記の申請手続きや書式は、法務省・法務局のホームページに掲載されています。

○司法書士は、相続人からの依頼を受けて相続登記申請をすることができます。

詳しくは、「山口県司法書士会 相談」で検索してください。

○正当な理由なく、申請義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域

農地利用最適化推進委員・ 農業委員
(2023年7月20日～)



「農事組合法人四本松」が発足



令和5年4月16日に、市内で7つ目の農事組合法人「四本松」の設立総会が、厚狭地区複合施設で開催されました。設立の目的は農業者の高齢化が進み、このままではふるさとの農地の維持・継続が困難になることから、美田を次世代に託すために地元の有志が法人設立に立ち上がったもので、同時に地区内の圃場整備にも取り組みます。

総会では、発起人代表で法人の会長となった田尾光一さんが、法人設立までの15年間にわたる経緯



四本松（石柱）

を説明し、今後は多角的な農業経営を行い、新たな農業従事者の発掘、生産性の向上、販路拡大にも取り組みたいと抱負を語りました。

なお、法人の名称「四本松」の由来は、厚狭毛利家の時代に郡の居館が「四本松」と呼ばれていたことにちなんだものです。法人の対象エリアは、厚狭の郡・川東地区で、組合員は71人で構成されています。

また、設立当初は、水稲栽培12ヘクタールを中心に事業を進め、その後は高収益野菜等の栽培にも取り組む、経営の安定化を図る予定です。農業法人の団体である「山陽アグリネットワーク協同組合」にも参加し、ドローンの共同利用等も行います。

圃場整備の工事の完成までは、もう少し時間を要すると思いますが、工事完成後は持続可能な農業に法人をあげて取り組むことが期待されます。

「地域計画」策定のため
地域で話し合いを進めています



令和6年度に話し合いを行う地区（予定）

地域計画の地区	地区内の集落	目標地図の区域
厚狭北部地区	川上、平沼田、森広、 初の木、高の巣	○川上 ○平沼田 ○森広、初の木、高の巣
厚狭中部地区	赤川、柳瀬、福正寺、沓・ 山田、石束・不動寺原	○赤川、柳瀬 ○福正寺、沓・山田 ○石束・不動寺原
厚狭西部地区	鋳物師屋、西山、野田、 鴨庄、山川、別府、松 岳畑、七日町・浴、厚狭 平原、片尾畑、山野井、 長友	○鋳物師屋、西山、別 府、松岳畑 ○野田、鴨庄、山川 ○七日町・浴 ○厚狭平原、片尾畑、 山野井、長友
高千帆地区	西高泊、高須、大塚、 横土手、旭町、石井手、 角石、仁保の上、梅田、 大休、千崎、高畑	○西高泊、高須、大塚、 横土手 ○旭町、石井手、角石 ○仁保の上、梅田、大休 ○千崎、高畑

地域の農業をより良くする
5つのステップ

- ① アンケートや個別訪問による意向把握
- ② 目標地図の素案の作成
- ③ 関係者による「協議の場」の設置（地域での話し合い）
- ④ 「地域計画」の策定
- ⑤ 「地域計画」の実行

地域計画とは、農業者の減少が見込まれる中、地域ごとで話し合いを行い、農業の効率化のために農地の集約化や、将来、「誰が」、「どのように」農地を利用するか一筆ごとに明確化した「目標地図」を示す計画のことです。令和5・6年度で農業者、地域にお住まいの方、関係機関による話し合いを進め、地域計画を策定します。

令和5年度 山陽小野田市功労者表彰

令和6年2月23日に市民館で、山陽小野田市功労者表彰（一般表彰）の表彰式が行われ、農地利用最適化推進委員3名が表彰されました。いずれの委員も、3期9年以上に渡り、遊休農地の発生防止や担い手不足の解消など農地利用最適化推進委員としての功績が顕著であることから表彰を受けられたものです。

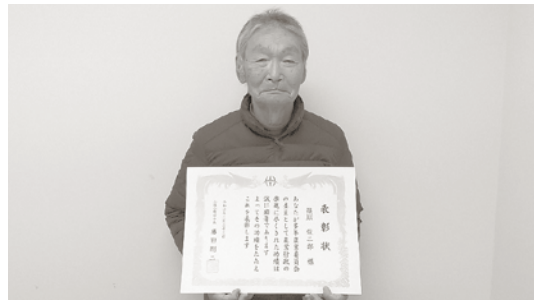
各委員に、農業や農地についてインタビューしました。

木村 芳則さん
(浜河内)



近年、遊休農地が太陽光発電に次々と置き換わっており、自然エネルギーは大切ですが複雑な心境です。

篠原 佐二郎さん
(石井手第二)



委員の中で最年長ですが、タブレットにも取り組んでいます。これからも体調管理に気を付けて、がんばります。

水津 治さん
(福田)



福田地区のお米は旨いと評判ですが、これから後継者不足な中でどうするか、頭を悩ませています。

農地法の申請は農業委員会にご相談を

下限積要件の撤廃

以前は、新たに農地を取得しようとする場合は、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地を取得しようとする人（世帯員を含む）の取得後の農地面積の合計が30アール（3反）以上なければ取得できませんでしたが、この要件は令和5年4月1日から廃止されています。

これにより、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」をはじめ、多様な経営体が農業を担う者として位置づけられます。

農地の売買、貸借等の許可のポイント

（許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。）

【全部耕作要件】

必要な機械の所有状況や農業に従事する人数からみて、申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作していること

【常時従事要件】

申請者又は世帯員等が農作業におおむね年間150日以上従事すること

【地域との調和要件】

申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

農地の転用

農地の転用とは、農地を、住宅、駐車場、資材置場、道路、植林等、耕作以外の目的で利用することを農地転用と言います。土地の所有者本人が利用する場合は、農地法第4条の許可が必要です。

また、売買による所有権の移転や貸借等の権利を伴う転用をする場合は、農地法第5条の許可が必要です。

転用の許可基準

農地法では、優良農地が虫食い状態になることを避けるため、市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう、転用基準を定めています。許可基準には、

【立地基準】

「農地の営農条件や周辺の市街地の状況から転用の可否を判断する基準」

【一般基準】

「転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性等で可否を判断する基準」

詳しくは農業委員会事務局
(0836-71-1645) まで

農業へチャレンジ

委員の活動報告

「西日本ジビエファーム」代表

仲村 真哉さん

私は厚狭地区の出身で、茨城県の大学へ進学し、卒業後は書籍販売の会社に就職して、関東を中心に全国各地で勤務しました。

しかし、30歳のときに持病のクローン病が悪化し、療養のため地元へ帰ってきました。クローン病とは、脂肪分を採ると腸に炎症が起きる指定難病です。

こちらで生活を始めて、近所や知り合いの方から物をあげたり、もらったりすることが多くあり、



改めて山口の人のやさしさを身に染みて感じています。

さて、私とジビエ（「ジビエ」とはフランス語で狩猟で採った野生鳥獣の肉のこと）との関わりは、持病が再燃した際の入院中に、「ダック・コール」という鴨猟の本を読んだことがきっかけで狩猟に興味を持ち、猟銃の免許を取得したことに始まります。地元の猟友会にも入会しました。

あるとき、知り合いからシカ肉をもらったのですが、鉄分が多く低脂肪の肉は、クローン病を患っている私でも安心して食べることができ、しかも、とても美味しくて、次第に体調も良くなりました。そんな美味しい肉でも、県西部ではシカが増えすぎて、肉の処理にも困っているとのこと。そこで、農家さんの被害防止とジビエ肉の有効活用を目的に一念発起し、7年前に起業して「西日本ジビエファーム」という食肉加工販売所を立ち上げてがんばっています。ジビエ肉を使用した餃子が、本市のふるさと納税の返礼品にも選ばれていますので、是非、美味しさを味わっていただければと思います。



農業委員

池田 直美

令和5年7月の改選で農業委員に就任しました。就任して最初の活動は、農地の利用状況調査でした。炎天下の中、農地地図とタブレット端末持参で、耕作や不耕作を判別しました。エリア内には、ため池も多くあり、農作物や稲作の痕跡もありますが、今は荒地地となった農地が多く、残念な気持ちになります。

また、農地パトロールでは会った人と話をします。「親の代は、ビワや栗、柿、ゆずの木を植えとったのじゃよ」と農家のお年寄りから昔の話聞き、セピア色の風景が蘇ります。また、どこに行っても、イノシシ、シカ、サル等の獣害が農家の人を困らせている話を聞き、対策が急がれます。

11月には高松市で行われた「中国四国ブロック女性委員研修会」に田村委員と参加させていただき、他市の元気な委員さんの活動発表や交流会で刺激を受け、私もがんばろうと思った次第です。

全国農業新聞を読むと、女性が農業分野に就労し、活躍している記事が多く見えます。私も女性委員として何が出来るだろうか、女性ならではの視点でお役に立てればと思っています。



農地利用最適化推進委員

野村 勝義

農地利用最適化推進委員は、各地区から一名ずつ選出されています。この度、私の地区のベテラン委員さんが退任されたため、私が跡を引き継ぎました。

軽い気持ちで引き受けてしまいましたが、いざ就任してみると、やるべき仕事の多さに驚きました。

日々の担当エリアの農地パトロールに加え、夏の猛暑の中では、農地の全筆を調査する農地利用状況調査、その後は遊休農地の意向調査をします。また、農地の利用権設定の書類を貸し手と借り手の家に持参して回収したり、耕作者がやめた農地を新しく耕作してくれる人を探す依頼とか、次々に委員の仕事が降ってくる日々です。

私も農業をやっているのですが、少しこだわりがあり、化学肥料・農薬を一切使わない自然農法を実践しているのです、とても手が掛かります。そのため、農業委員会から頼まれた仕事もたまに遅れることがあり、大変申し訳なく思っています。

そんな私ですが、担当地区の人や農地をよく知っているつもりなので、農家と行政の架け橋になれるようにがんばりたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

レシピ紹介

材料（2人分）

ごぼう	1/2	本
れんこん	小1	個
人参	1/2	本
さつまいも	小1	本
かぼちゃ	少	量
ブロッコリー	1/2	房
しょうが	1	かけ
（調味料）		
砂糖	大	さじ1
しょう油	大	さじ2
みりん	大	さじ2
酒	大	さじ1
ごま油	大	さじ1



冬の根菜を使ったひと品ですが、四季を通じて色々な野菜にアレンジして作っても楽しめます。（たまねぎ、タケノコ、ズッキーニ、えんどう等）



農業委員

中島由紀子

根菜のしょうが焼き

作り方

- ① ごぼう、れんこん、人参、さつまいもは一口大に切り、水にさらしてアク抜きをしておく。（人参は除く）
- ② しょうが以外の材料を電子レンジまたは蒸し器で蒸す。そのとき、かぼちゃとブロッコリーは堅めに蒸す。
- ③ しょうがをみじん切りにして、多めのごま油で炒め、香りがたったら堅いものから加える。（さつまいも、ブロッコリーは除く）
- ④ ③に調味料を加え、味を馴染ませて、さつまいも、ブロッコリーを加える。
- ⑤ お好みで、すりおろしたしょうがを加えても美味しいです。

農業者のための

農業者年金制度

加入資格

次の3つの要件のすべてに該当する必要があります。

- ① 年間60日以上農業に従事している
- ② 国民年金の第1号被保険者である
- ③ 年齢は20歳以上60歳未満である

保険料

保険料の額は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。

終身年金

農業者年金は、原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。

担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告等の一定の要件に該当する人は、保険料の国庫補助を受けられることができます。

※農業者年金の内容やご相談については、農業委員会にお問い合わせください。

編集後記

私の担当地区は、厚狭北部の中山間地域で、過疎化や高齢化、担い手不足が待ったなしです。戦後のベビーブームに生まれ育った私は、親から米一粒を大切にしよう育てられました。私にとって、地域の美しい田んぼは暮らしの風景の一部でした。しかし、農業がよかつたのは昭和の時代までで、その後は営農活動は困難になり、特に最近の生産コストの高騰が経営を圧迫しています。農地が荒廃すれば、農地の持つ災害防止等の機能が損なわれるだけでなく、人が生きていくために必要な食料の生産ができなくなります。子や孫の世代にどう農地を繋いでいくかを国民全体で考えるときが来ています。

中島一雄

農業を取り巻く環境は非常に厳しいと感じています。また、高齢化が進み、担い手不足が一段と進んでいます。これからの「食と農」について一人ひとりが見つめ直すことが不可欠であると思います。毎年、農地の利用状況調査を実施していることは、遊休農地・耕作放棄地が年々増え続けていることです。国は地域計画の策定により、10年後に誰がどの農地を耕作するかを描こうとしています。一年先のこともわからない農家も多いのではないのでしょうか。国の抜本的な農家への支援を期待したいところです。

緒方 始